



静岡労働局発表
平成24年11月8日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 石橋 博雄
賃金指導官 重信 聡
(電話) 054-254-6315

平成24年度静岡県産業別最低賃金の改正決定について
- 6件の産業別最低賃金の改正決定 -

静岡労働局(局長 ^{あさだ} 麻田 ^{ちほこ} 千穂子)は6件の静岡県産業別最低賃金について、静岡地方最低賃金審議会(会長 ^{いしろ} 居城 ^{しゅんこ} 舜子)からの答申に基づき、下表のとおり決定し本日(11月8日)までに官報に公示した。改正される産業別最低賃金は12月14日に効力が発生する。

【静岡県産業別最低賃金改正答申一覧表】

最低賃金の名称(産業名)	現行金額	改正金額 (時間額)	引上げ額	効力発生 予定日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	(時間額) 788円	795円	7円	平成24年 12月14日
鉄鋼、非鉄金属製造業	(時間額) 818円	826円	8円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	(時間額) 829円	838円	9円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	(時間額) 802円	810円	8円	
各種商品小売業	(時間額) 780円	787円	7円	
パルプ・紙・加工紙製造業	(日額) 5,952円 (時間額) 744円	744円 (日額表記の 廃止)		

参考 静岡県内のすべての労働者に適用される静岡県最低賃金は10月12日から735円に改正されている。(改正前728円)